

発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

改 正 案	現 行
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(11) (略) (12) 経理の状況 a (略) b これらの財務諸表は、最近3事業年度のもの掲げることとし、事業年度順に左側から右側に配列して記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書（<u>法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。</u>）の提出日以降届出書提出日までの間に<u>四半期報告書（法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）</u>を提出している場合には、最近3事業年度の財務諸表とともに届出書提出日の直前に提出した四半期報告書に記載した四半期連結貸借対照表又は中間連結貸借対照表（a (b) の場合にあつては、<u>四半期貸借対照表又は中間貸借対照表</u>）及び四半期連結損益計算書（当該四半期報告書に係る四半期連結会計期間（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第22号の3に規定する四半期連結会計期間をいう。以下この号において同じ。）の属する連結会計年度（同条第22号に規定する連結会計年度をいう。）の期首から当該四半期連結会計期間の末日までの期間に係るもの）又は中間連結損益計算書（a (b) の場合にあつては、<u>四半期損益計算書（当該四半期報告書に係る四半期会計期間（同条第22号の2に規定する四半期会計期間をいう。以下この号において同じ。）の属する事業年度の期首から当該四半期会計期間の末日までの期間に係るもの）</u>）又は中間損益計算書を掲げること。 c (略) (13) (略)</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1)～(11) (略) (12) 経理の状況 a (略) b これらの財務諸表は、最近3事業年度のもの掲げることとし、事業年度順に左側から右側に配列して記載すること。ただし、最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合には、最近3事業年度の財務諸表とともに<u>中間連結貸借対照表（a (b) の場合にあつては、<u>中間貸借対照表</u>）及び中間連結損益計算書（a (b) の場合にあつては、<u>中間損益計算書</u>）</u>を掲げること。 c (略) (13) (略)</p>